

北九州市未来人材支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市内（以下「市内」という。）の企業で中長期的に活躍できる優秀な人材を全国から確保・育成することを目的に、一定の条件のもとで、予算の範囲内で市内企業従業員の奨学金返還を支援する補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとし、その交付については、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、大学院、高等専門学校（専攻科含む）、専修学校（専門課程）、その他市長が認める大学校等をいう。
- (2) 大学生等 大学等に在学する学生をいう。
- (3) 新卒者 大学等を当該年度に卒業する者をいう。
- (4) 第二新卒者 大学等を卒業後3年以内の者をいう。
- (5) 交付候補者 第6条の要件を満たし、第8条による認定を受けた者をいう。
- (6) 交付対象者 交付候補者のうち、第12条による認定を受けた者をいう。
- (7) 交付決定者 交付対象者のうち、第16条の決定を受けた者をいう。
- (8) 認定事業所 市内に本社又は採用権限がある主要事業所等が所在する企業等のうち市が認める事業所をいう。
- (9) 特定就職 認定事業所で市長が指定する職に正規雇用により就職することをいう。

(交付の対象)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、交付対象者のうち、補助金の交付を受ける前年度に一定期間以上、特定就職し、かつ、市内に住所を有する者に対し、本補助金を交付することができる。

2 市長は、補助金の交付を申請しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）
- (2) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 市税を滞納している者

（本補助金の交付期間）

第4条 本補助金の交付期間は交付決定後、交付決定した年度を含め、3年度間を上限とする。

（本補助金の額）

第5条 本補助金の額は、予算の範囲内において、年額180,000円、総額540,000円を上限とする。なお、補助金の総額は奨学金借入額を上回らないものとする。

（交付候補者の要件）

第6条 交付候補者となる者は、認定事業所に就職を希望する大学生等又は第二新卒者で、次のいずれかの奨学金を借り入れ、返還予定又は返還中の者とする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- (2) 北九州市奨学資金など公共団体又は公共的団体が貸与する奨学金で市長が認めるもの

（交付候補者の認定申請）

第7条 交付候補者の認定を受けようとする者は、市長が定める期間に申請し認定を受けなければならない。なお、第二新卒者のうち本申請時に北九州市内で正規雇用で就職している者は申請することができない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 成績証明書
- (2) 奨学金貸与証明書等奨学金の貸与を受けていることを証明するもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付候補者の選考及び認定)

第8条 市長は、前条の申請をした者のうちから、選考により交付候補者を認定し、その旨を当該認定者に通知するものとする。

2 前項の認定は、期間を設ける。

(交付候補者の届出義務)

第9条 交付候補者は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、市長に届け出なければならない。

- (1) 認定を辞退しようとする場合
- (2) 特定就職以外の就職（内定）をした場合
- (3) 大学生等が退学又は停学等の処分を受けた場合
- (4) 大学生等が除籍、退学、休学により学籍に異動があった場合
- (5) 大学生等が留年、進学又は編入学した場合
- (6) 住所又は氏名の変更があった場合
- (7) 交付候補者認定期間の延長を求める場合
- (8) その他市長が必要と認める場合

(交付候補者の認定取消し)

第10条 市長は、交付候補者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 前条第1号から第5号にかかる届出があった場合
- (2) その他市長が必要と認める場合

2 市長は、認定を取り消したときは、その旨を交付候補者認定取消通知書により当該交付候補者に通知するものとする。

(交付対象者の認定申請)

第11条 本補助金の交付候補者で、特定就職が内定し、又は特定就職した場合は交付候補者としての認定期間内に次に掲げる書類を提出し認定を受けなければならない。

- (1) 特定就職（内定）を証するもの
- (2) 奨学金返還証明書等の貸与総額がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付対象者の認定)

第12条 市長は、前条の申請により交付対象者を認定したときは、交付対象者認定通知書により通知するものとする。

2 交付対象者の認定を受けた者のうち市内に住所を有しない者は、特定就職後、速やかに市内に転居し、その旨を市長に対し届け出なければならない。

(交付対象者の届出義務)

第13条 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、市長に届出なければならない。

- (1) 認定を辞退しようとする場合
- (2) 特定就職の内定を辞退した場合
- (3) 認定事業所を退職した場合
- (4) 大学生等が退学又は停学等の処分を受けた場合
- (5) 大学生等が除籍、退学、休学により学籍に異動があった場合
- (6) 大学生等が留年、進学又は編入学した場合
- (7) 免除等により奨学金の返還総額に変動があった場合
- (8) 住所又は氏名の変更があった場合
- (9) その他市長が必要と認める場合

(交付対象者の認定取消し)

第14条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 前条第1号から第6号にかかる届出があった場合
 - (2) 免除等により奨学金の返還が不要になった場合
 - (3) 特定就職後、市内に住所を有しない場合
 - (4) その他市長が必要と認める場合
- 2 市長は、認定を取り消したときは、交付対象者認定取消通知書により当該交付対象者に通知するものとする。

(交付申請)

第15条 交付対象者は、第3条第1項に該当する場合は、市長が定める期間に申請し、交付決定者の認定を受けなければならない。

- 2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 在職証明書

- (2) 住民票（過去3箇月以内に発行されたもの）
- (3) 納税証明等市税に滞納がないことがわかるもの
- (4) 奨学金返還証明書等及び返還実績がわかるもの
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第16条 市長は、前条の申請により交付決定したときは、交付決定通知書により通知するものとする。

(本補助金の交付決定の取消し)

第17条 交付決定者が偽りその他不正の手段により本補助金の交付を受けたときは、市長は、その決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、企画調整局長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月20日から施行する。